

国民保護業務計画

平成25年4月1日現在
近海郵船株式会社

近海郵船株式会社国民保護業務計画

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第36条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、当社の業務に係る、武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

なお、国民保護措置は、現行法令で定められた業務の範囲内で適法に実施し得ることのみを行えばよく、それを超えた業務の実施を行う必要はないものである。

第2節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

1. 国民に対する情報提供

・新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供しよう努めるものとする。

2. 関係機関との連携の確保

・国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

3. 国民保護措置の実施に関する自主的判断

・国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

4. 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

・国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行う者とする。

・特殊標章の使用等に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

5. 安全の確保

・国民保護措置の実施に当たっては、国及び地方公共団体の協力を得つつ、当社職員のほか、当社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

6. 対策本部長の総合調整等

・武力攻撃事態等対策本部長(以下「政府対策本部長」という。)による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施しよう努めるものとする。

・内閣総理大臣により避難住民の運送等に関し指示が行われた場合には、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

第2章 平素の備え

第1節 活動体制の整備

1. 当社国民保護連絡調整会議の設置

・当社の業務に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事務について社内の連絡及び調整を図るための常設の連絡調整組織として、本社に国民保護対策本部（以下「本社対策本部」という。）を設置するものとする。

・本社対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

2. 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

・管理する船舶等の施設の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運航状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。

(2) 通信体制の整備

・武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。

3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

・武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための当社における必要な体制を迅速に確立するため、関係職員の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係職員に周知するものとする。

4. 特殊標章等の適切な管理

・国土交通大臣が平時より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ国土交通大臣より特殊証票等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、国土交通大臣に対して使用の許可の申請を行い、適切に管理を行うものとする。

第2節 関係機関との連携

・平素から関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関との間で、国民保護処置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

・国土交通大臣から警報又は避難措置の指示の通知を受けた場合、又は関係都道府県知事から避難の指示について通知を受けた場合において、社内等における警報等の伝達先、連絡方法、連絡手順など必要な事項を定めるものとする。

第4節 運送に関する備え

・国および地方公共団体が、運送を実施するための体制の整備を行うに当たっては、連絡先の提供、輸送力及び船舶等の輸送施設に関与する情報の提供、地方公共団体との協定の締結など必要な協力を行なうよう努めるものとする。

第5節 訓練の実施

- ・平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう社内における訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

第6節 備蓄

- ・国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、自らの出来る範囲で防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 活動体制の確立

1. 武力攻撃事態等対策本部等への対応

- ・国土交通大臣から政府対策本部又は国土交通省武力攻撃事態等対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、社内等に迅速にその旨を周知するものとする。

2. 当社国民保護対策本部の運用等

- ・政府対策本部が設置された場合には、当社国民保護対策本部(以下「本社対策本部」)を運用する。

3. 情報収集及び報告

(1) 情報収集及び報告

- ・管理する船舶等の施設の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運航状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、本社対策本部はこれらの情報を集約し、必要に応じ、国土交通省に報告するものとする。

(2) 通信体制の確保

- ・国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるものとする。

4. 緊急参集の実施

- ・国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係職員の緊急参集を行うものとする。

第2節 安全の確保

- ・国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、国又は地方公共団体から武力攻撃に状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の態勢及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、当社職員の他、当社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

- ・国民保護措置を実施するに当って、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、国土交通大臣の許可に基づき適切に使用するものとする。

第3節 関係機関との連携

・政府対策本部、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。

第4節 警報の伝達

・国土交通大臣より警報の通知を受けた場合には、別に定めるところにより、社内における迅速かつ確実な伝達を行うものとともに、船舶等の施設利用者への伝達に努めるものとする。警報の解除の指示があった場合も同様とする。

第5節 緊急物資の運送に関する措置

・国及び都道府県より緊急物資の運送指示が行われる場合には、当該都道府県と緊密に連絡を行い、必要に応じた輸送力の確保など必要な体制を整えるものとする。

第6節 運送の確保

1. 緊急物資の輸送

・国及び地方公共団体の長より緊急物資の運送の求めがあった場合には、資機材の故障等により当該運送を行うことができないなど正当な理由がない限り、運送を的確かつ迅速に行うものとする。

2. 運送の維持

・運送に必要な船舶等の施設の状況確認等、武力攻撃事態等において貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずるものとする。

第4章 応急の復旧

・武力攻撃災害が発生した場合、管理する船舶等の施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に配慮した上で、速やかに船舶等の施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めるものとする。

・本社対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を国土交通省に報告するものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

・緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第4章までの定めに基づいて行うこととする。

第6章 計画の適切な見直し

- ・適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、国土交通大臣を経由して、内閣総理大臣に報告するものとする。また、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、ホームページ等において公表を行うものとする。
- ・この計画の変更にあたっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。
- ・この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。

以上